

## 尼崎市訪問型病児保育（共済型）事業委託に係るプロポーザル実施要項

- 1 委託業務の名称  
尼崎市訪問型病児保育（共済型）事業
- 2 委託する業務の内容  
尼崎市訪問型病児保育（共済型）事業委託仕様書のとおり
- 3 事業期間及び契約期間
  - (1) 事業期間  
令和 7 年 10 月 1 日から令和 12 年 9 月 30 日まで（5 年間）
  - (2) 契約期間  
令和 7 年度においては、契約日から令和 7 年 3 月 31 日までとし、令和 8 年度以降は、活動状況が良好で、かつ翌年度以降の予算が成立した場合には、当該予算の範囲内において令和 7 年度の契約事業者と同一条件による契約（単年度契約）を行う。
- 4 選定方法  
公募型プロポーザル方式とし、その内容等を総合的に比較検討し、最も適格と判断される事業者を選定する。
- 5 事業費  
令和 7 年度は 5,577 千円を計上している。
- 6 応募資格  
次の各号に掲げる条件をすべて満たす者とする。
  - (1) 尼崎市訪問型病児保育（共済型）事業委託仕様書（以下「仕様書」という。）に記載する全ての業務を円滑かつ確実に遂行できること
  - (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと
  - (3) 尼崎市指名停止基準に基づき、指名の停止を受け、その停止期間中でないこと
  - (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立、または民事再生法（平成 11 年法律第 256 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立がなされていないこと
  - (5) 自己または自社の役員等またはその経営に実質的に関与している者が、次の事項のいずれにも該当しないこと
    - ① 宗教の教義を推進し、支持し、またはこれに反することを主たる目的とする団体の構成員
    - ② 政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反することを主たる目的とする団体の構成員

- ③ 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）もしくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対することを目的とする団体の構成員
- ④ 暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 13 号）第 2 条第 4 項に規定する暴力団をいう。）または暴力団員（同条例第 2 条第 5 項に規定する暴力団員をいう。）もしくは暴力団密接関係者（同条例第 2 条第 7 項に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）
- ⑤ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条及び第 8 条に規定する処分を受けている団体またはその構成員の統制の下にある団体の構成員
- ⑥ 尼崎市長が代表者またはこれに準ずる地位にある者となっている団体の構成員

(7) 国税及び地方税に滞納がないこと

(8) 本業務を一括して再委託しないこと（ただし、業務の一部について再委託する旨をあらかじめ本市に明示し、本市の承認を得たものについては、この限りでない。）

## 7 応募者の失格要件

応募者が次の各号のいずれかに該当すると本市が判断した場合は、失格とする。

- (1) 本要項を遵守しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 参加資格を欠いていることが判明した場合
- (5) その他、応募者の失格事項に該当するものと本市が判断した場合

## 8 提案の受付等

- (1) 提案にあたり提出を求める書類

次のとおりとする。なお、提出書類は A4 サイズを基本とするが、やむを得ない場合は A3 サイズを使用することも可能とする（ただし、折り込むなどの措置を講ずること）。

- ① 尼崎市訪問型病児保育（共済型）事業に係る企画提案申込書（第 1 号様式）
- ② 企画提案書（任意様式）

本業務受託にあたっての方針や PR ポイントなどを示すもの

なお、提案書には直近の決算書ならびに病児の投薬方法、病状ごとの処置、緊急時、事故発生時の対応手順がわかるフロー等を添付すること。

- ③ 会社概要（任意様式）

事業者の経歴や事業概要について簡潔に記載したもの

※複数事業者による共同体での受託の場合は、全事業者分を提出すること。  
一部業務について再委託を行う場合は、再委託先事業者分も提出すること。

④ 業務実施体制に関する書類（任意様式）

当該業務を受託した場合の業務実施体制や担当者（統括責任者、進行管理者、実務担当者等）の役職・氏名・経歴・業務分担内容等について記載したもの

※複数事業者による共同体での受託の場合は、その構成及び主たる事業者を明示すること。一部業務について再委託を行う場合は、再委託業務について明示すること。

⑤ 利用者負担額（追加保育料分を含む）の見積書及び内訳書（任意様式）

仕様書の別表 3 にある利用者数で積算し、尼崎市長宛てで事業者名及び代表者名を記載し社印及び代表社印を押印したもの

⑥ 登記事項証明書

発行後 3 か月以内のもの

※複数事業者による共同体での受託の場合は、全事業者分を提出すること。  
一部業務について再委託を行う場合は、再委託先事業者分も提出すること。

⑦ 国税、都道府県税及び市町村税の納税証明書

発行後 6 か月以内のもの

※複数事業者による共同体での受託の場合は、全事業者分を提出すること。  
一部業務について再委託を行う場合は、再委託先事業者分も提出すること。

(2) 書類の提出方法等

① 提出期限 令和 7 年 6 月 6 日（金曜日）午後 5 時 30 分

② 提出部数 9 部

③ 提出方法

兵庫県尼崎市東七松町 1 丁目 23 番 1 号 本庁北館 2 階 こども青少年局 こども福祉課 持参又は送付（送付の場合は、送付及び到達に係る記録が残る方法に限る）

9 提案に係る質問の取扱い

提案に係る質問については、令和 7 年 5 月 29 日（木曜日）午後 5 時 30 分までの間、質問票（第 2 号様式）を用いて電子メールにより受け付ける（電話等による口頭での質問には一切応じない）。その際、電子メールの件名は「尼崎市訪問型病児保育（共済型）事業プロポーザル質問（事業者名）」とすること。

回答については、本市ホームページ内において、質問事項とともに随時公表する（質問者に関する情報等は公表しない）。

10 提案内容に係る審査

別途設置・開催する受託者選定会議において、8.(1)の提出書類及び同会議において行うプレゼンテーション（企画提案内容についての口頭等での説明及び質疑

応答)の内容を総合的に評価して選定する。応募者が1者のみの場合においても、審査の結果、提案内容が委託業務を遂行するに足ると認められる場合には、当該応募者を受託候補者として選定することとする。なお、審査経過については公表しないととも、審査結果についての異議申立は受け付けない。

プレゼンテーションの実施については、次のとおりとする。

- ・実施日 令和7年6月初旬から中旬(詳細は別途通知)
- ・実施場所 尼崎市内(詳細は別途通知)
- ・参加人数 1事業者につき3名まで
- ・実施方法 事業者ごとに提案内容について20分程度の口頭等での説明を行い、その後10分程度の質疑応答を行う。説明に用いる資料は8.(1)の提出資料のみとするが、説明にあたりスクリーンに映写する必要がある場合は、資料提出の際その旨を申し出ること。なお、プロジェクター及びスクリーンについては本市で用意するが、パソコン(USB-Aによる外部接続が可能なもの)については事業者で準備すること。

#### 1.1 審査結果の通知

10.の審査に係る結果については、可否に関わらず全ての事業者に書面により通知する。

#### 1.2 受託候補者との契約の締結

選定された受託候補者と契約の締結に必要な事項について協議調整を行った後、本市の契約手続を経て契約を締結する。なお、受託候補者との協議調整が調わない場合は、次点者と協議調整を行うこととする。

#### 1.3 その他の留意事項

- (1) 選考、審査の経緯に関する質問には一切応じない。
- (2) 書類や電子メールの送達に関する事故については、本市はいかなる責任も負わない。
- (3) 本プロポーザルへの応募に要する費用は、全て応募する事業者の負担とする。
- (4) 提出された書類は返却しない。なお、選考に必要な範囲において複写することがある。
- (5) 本業務及び本プロポーザルに関して知り得た一切の情報において、第三者に開示、または漏洩することを禁ずる。なお、契約終了後においても同様とする。
- (6) 本要項に定めのない事項または要項に定める事項について変更の必要性や疑義が生じたものについては、本市及び受託候補者とで協議して処理する。

#### 1.4 問い合わせ先

こども青少年局 こども福祉課

住 所 〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号

本庁北館2階

電 話 06-6489-6349 (午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで)

FAX 06-6482-3781

電子メール ama-kodomo-support@city.amagasaki.hyogo.jp

担当者 下段 (しもだん)

以 上